

西部農林水產事務所

令和 7 年度

瀬戸内海国立公園 宮島

廿日市市 宮島町（公園一円）

公園施設維持修繕事業 宮島危険木伐倒処理業務 N o . 3 0 2

実 施

施 行 番 号

業 務 概 要

危険木伐倒処理 63本

# 特記仕様書

## 第1章 総則

### 第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、瀬戸内海国立公園 宮島 公園施設維持修繕事業 宮島危険木伐倒処理業務 N o . 3 0 2 に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
  - ・森林整備業務共通仕様書  
※ 森林整備業務共通仕様書は「広島県のホームページ」に掲載している。  
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/tisansinrinseibigyoumu/youryouyoukou.html>
  - ・その他関連規格類

### 第2節 履行報告

提出期限は、契約締結後毎月 7 日までに、前月の履行を報告すること。

### 第3節 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

当該業務における立会確認は、その都度監督員と協議すること。

### 第4節 情報共有システム

本業務は、情報共有システムの対象外とする。

### 第5節 週休 2 日適用工事

本業務は週休 2 日適用工事を準用するものとし、「農林水産局週休 2 日適用工事等実施要領（令和 6 年 6 月 1 日一部改正）」に従うこと。  
なお、実施要領に基づき提出する必要のある様式「休日取得計画表」は「広島県の調達情報 HP > 公共工事等の情報\_様式集 > 建設工事関係\_その他契約関係様式」に掲載している。

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k06/k-06-2yousiki.html>

### 第6節 熱中症対策に資する現場管理費率の補正

本工事は、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を行う工事である。

- 1 工期（工事始期日から工事終期日までの期間をいう。なお、検査期間13日間、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（国民の祝日である山の日の次の日から土曜日、日曜日、振替休日を除く3日間とする。）、工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間は含まない。）期間中の真夏日の状況に応じて、最終精算変更時に現場管理費の補正を行うものとする。
- 2 真夏日とは、日最高気温が30℃以上の日をいう。  
ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。
- 3 気温の計測方法等
  - (1) 気温の計測方法  
気温の計測箇所は、施工場所から最寄りの気象庁の地上・地域気象観測所の気温を用いることとする。
  - (2) 気温の補正方法
    - (1) 得られた気温は、次の算定式により補正を行うものとする。  
ただし、気象条件又は現場条件により次の算定式によりがたい場合は、受発注者間で協議の上、補正方法を決定するものとする。  
**【算定式】**  
補正後の気温 (°C) = 気温 (°C) - 標高差 (m) × 0.6 / 100 (m)  
※補正後の気温は、小数点第2位四捨五入1位止めとする。  
標高差 (m) = 工事現場の標高 (m) - 計測箇所の標高 (m)  
(計測箇所の気温計の高さがわかる場合は計測箇所の標高に加算すること)

# 特　記　仕　様　書

※標高差は、小数第1位四捨五入整数止めとする。

※工事現場の標高は、現場内人力作業（材料検収等を含む）を行う最も標高が低い地点とする。

なお、標高は、契約図面から求めるものとし、これにより難い場合は、受発注者間で協議の上、決定するものとする。

4 受注者は、工事期間中における気温の計測箇所、計測期間（工事始期日、計測終了予定日）及び気温の補正に用いる工事現場の標高を明記した施工計画書を工事着手前に提出すること。

5 なお、計測結果は、監督職員から提供された「真夏日補正值計算シート」によりとりまとめ、最終精算変更までに監督職員に提出すること。

6 受注者は、計測終了日について、最終精算変更前までに監督職員と協議するものとする。

7 積算方法は次のとおりとする。

(1) 補正方法

ア 計測結果を基に補正值を算出し、現場管理費率に加算する。なお、現場管理費の補正是「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合」、「緊急工事の場合」及び本補正值を合計し、2%を上限とする。

イ 真夏日率=計測期間中の真夏日日数÷工期

ウ 補正值(%)=真夏日率×1.2

(2) 補正值の計算結果は、パーセント表示で小数点第3位四捨五入2位止めとする。

8 受注者は、熱中症対策に資する現場管理費率の補正が不要である場合は、監督職員と協議の上、補正を行う工事から対象外とすることができます。

8 檢査職員から修補の指示があった場合、修補期間は対象外とする。

## 第7節 法令及び条例等の遵守

1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。

(1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき『法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件』

(2) 上記(1)の内容について『不測の事態等が生じた場合の対応方法』

(3) 上記(1)、(2)の内容について『現場作業に従事する者に対する周知の方法』

2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。

3 『法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件』等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

## 第8節 建設副産物

本工事における建設副産物の取扱いについては、土木工事共通仕様書1-1-1-20 建設副産物「4. 再生資源利用計画」、「6. 再生資源利用促進計画」及び「10. 実施書の提出」によらず、次のとおり取り扱う。

1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、発注者に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

# 特　記　仕　様　書

参考：再生資源利用計画様式及び再生資源利用計画様式の現場掲示対応版

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\\_03060101credas1top.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)

## 3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

## 4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

## 5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。

※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

### (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

### (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項

ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。

イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

### (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

## 6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

## 7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

## 8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

## 9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

## 特　記　仕　様　書

- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
  - (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
  - (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
  - (4) 建設発生土の搬出量
  - (5) 建設発生土の搬出が完了した日
- 10 建設発生土の搬入元への受領書の交付  
受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。
- 11 受領書の内容確認  
受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。
- 12 受領書の保管  
受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 13 建設発生土の最終搬出先までの確認  
受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)～(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。
- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
  - (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
  - (3) ストックヤード運営事業者登録規定により国に登録されたストックヤード
  - (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

### 第2章 施工条件

#### 第1節 工程

- 1 施工時期・時間の制限
- |         |  |
|---------|--|
| 施工内容    | 伐倒木処理及び現場外搬出   |
| 時期      | 全工事期間  |
| 時間      | 9：00～16：00（作業可能時間）   |
| 施工方法・理由 | 都市公園区域内であるため公園利用者等が近くにいる場合は施業しないものとする。<br>危険木伐倒の施業時においてはチルホール等を使用し、歩道等の公園施設や近隣の民家等に被害を与えぬよう安全対策を十分に講じるものとする。<br>危険木として処理した倒木については、宮島町長浜地内で仮堆積し再資源化施設へ搬入することを見込んでいる。<br>搬出処分における経路が通学路や公園道であるため、通行の際には十分に気を付けること。<br>受注者は、伐倒に当たっては、対象木以外の立木の幹・枝のき損等、損傷を最小限に押えるよう注意しなければならない。<br>誤伐を行った場合は、平面図に位置及び写真等を整理し、業務打合せ簿により提出すること。<br>契約図面に基づき、現地により施工前に対象木を確認すること。また、確認が困難な場合は、監督員と協議すること。 |

# 特　記　仕　様　書

- 2 関係機関との協議 工事着手前において、工事内容や施工工程について、関係機関及び利害関係者と協議・調整を行うものとする。  
協議内容 また、必要に応じて近隣の民家・関係施設等の管理者と工事の実施時期及び施工方法等について協議を行うものとする。
- 3 地下埋設物・埋蔵文化財の事前調査  
調査項目 調査なし。（ただし、支障物件等が把握された場合には監督員と隨時協議する。）

## 第2節 用地

- 1 仮設ヤード  
場所・範囲 長浜地区（都市公園内）を伐倒木の一時的な仮置場とする。  
時期 履行期間中  
期間 " "  
使用条件 当該業務以外の目的として、土地を使用しないこと。  
復旧方法 原形復旧とする。

## 第3節 安全対策

- 1 交通誘導員  
高所作業車並びにラフテレーンクレーン車の施業として、交通誘導警備員の配置を24人見込んでいるため、適切な施工配置を行うこと。

## 第4節 工事用道路

- 1 一般道路  
搬入経路 町道→公園道→工事現場を使用すること。  
使用期間 工事施工期間  
使用時間 8時～5時  
工事中・後の処置 随時 清掃、工事后 舗装欠損部補修（工事前・後の写真により監督職員と協議すること。設計変更の対象とする。）

## 第5節 建設副産物

- 1 根株等  
当該工事により発生する、根株、立木竹及び末木枝条（以下「根株等」という。）を生活環境保全上支障のない形態で、当該現場内において自然還元利用等することは、産業廃棄物として規制されるものではない。「当該現場内」とは、当該工事箇所又は、工事路線若しくはこれらに隣接した林地の範囲内を示すもので、トラック等の運搬手段により当該工事箇所又は路線から道路等を経由して根株等を運搬しなくてもすむ範囲をいう。  
工事に伴い生じる根株等の利用については、以下により適切な措置を講じるものとする。
- (1) 自然還元利用  
受注者は、根株等を当該現場内で、林地への自然還元として利用する場合は、あらかじめ利用地の選定及び利用方法等について監督職員と協議するものとする。  
受注者は、根株等を林地へ自然還元利用した場合は、根株等が雨水等により下流へ流出する恐れがないよう、安定した状態となるよう処置（必要に応じて、柵工や杭工等）するものとする。
- (2) 工事用資材利用  
受注者は、根株等を当該現場内で建設資材として利用する場合は、あらかじめ利用方法について監督職員と協議するものとする。  
建設資材として利用する場合とは、  
杭・柵・筋・暗渠工等の材料として  
現場内使用するための、チップ材等として

# 特記仕様書

## 剥ぎ取り表土を盛土材として利用する場合

路体を構築する盛土箇所以外（残土処理場等）で利用しなければならない。

### (3) 現場外搬出

受注者は現場内利用できない根株等を現場外搬出する必要が生じた場合は、運搬経路地図（積込み・保管施設、中間処理施設、最終処分場まで）を提出し、監督職員の承諾を得た後に処理しなければならない。

また、次の関係書類を現場事務所に備えおき、監督職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

産業廃棄物処理委託契約書（写）

処理業者の許可証（写）

受注者は、工事施工後、産業廃棄物処理状況のわかる写真を、施工管理資料として提出しなければならない。

## 第6節 工事支障物件

### 1 地下・地上支障物

支障物件名 電柱・電線

管理者 中国電力・NTT・ふれあいチャンネル

## 第7節 架空線の防護管に要する費用について

工事区域上空の架空線の防護管に要する費用については、現在見込んでいない。

架空線に近接した工事の施工に当たって、架空線管理者又は防護管施工会社（以下、「架空線管理者等」という）との協議により、架空線管理者等から防護管に要する費用負担を求められた場合、工事打合せ簿により監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

なお、工事打合せ簿には、架空線管理者等からの見積書を添付すること。

## 第3章 管理基準

### 第1節 土木施工管理基準及び規格値

当該業務の出来形管理基準及び規格値については、森林整備業務施工管理基準 3. 出来高管理基準及び規格値 の同種に対する規定を準用するものとする。

### 第2節 写真管理基準

当該工事の写真管理基準については、森林整備業務施工管理基準 6. 写真管理基準 の同種に対する規定を準用するものとする。

## 第4章 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。

# 総括情報表

頁0 -0001

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 26 廿日市市(宮島) 00-07.06.01(0)	
諸経費体系	B 公共 (R01.06 ~ )	
	当世代	前世代
工種区分 復興補正区分 施工地域・工事場所区分 週休補正区分 緊急工事補正区分 積雪寒冷地補正 前払率 (%) 契約保証費区分 工事費端数区分 I C T 補正区分	06 森林整備B 00 補正なし 00 補正なし 07 4週8休以上(現場閉所) 00 通常工事 00 補正なし 40 01 0 . 0 4 % 01 千円未満切捨て 00 補正なし	

# 本工事費

# 内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					
森林整備	1	式			レベル1
伐採工	1	式			レベル2
伐採工	1	式			レベル3
危険木伐倒処理	63	本			レベル4
チェンソー伐倒整理(間伐) 引切伐倒 49本 アカマツ 胸高直径33.3cm 足場中 15~30度	45.6	m3		00	単第0 -0001 表
チェンソー伐倒整理(間伐) 引切伐倒 3本 スギ 胸高直径48.0cm 足場中 15~30度	5.4	m3		00	単第0 -0002 表
チェンソー伐倒整理(間伐) 引切伐倒 11本 広葉樹 胸高直径35.8cm 足場中 15~30度	5.1	m3		00	単第0 -0003 表
機-28,29_高所作業車運転 トラック架設リフト・ブーム型(直伸式) 作業床高さ12m	6	日		00	単第0 -0004 表

広島県

# 本工事費

# 内訳表

頁0 -0003

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
<作>ラフテレーンクレーン(油圧伸縮ジブ型) 16t吊, オペレータ付 排出ガス対策型(第1,2次基準値)低騒音	1	日			00
<作>ラフテレーンクレーン(油圧伸縮ジブ型) 20t吊, オペレータ付 排出ガス対策型(第1,2次基準値)低騒音	2	日			00
集積作業 集積距離 50m以下 枝葉割増含む 特別伐倒駆除標準単価	74.6	m3			00 単第0 -0005 表 レベル3
発生材運搬	1	式			
運搬 現場 長浜(仮置場)	1	式			レベル4
伐採木積込み クローラ型山積0.28m3(平積0.20m3) 排出ガス対策型2次基準	56.4	m3			00 単第0 -0006 表
貨物自動車運搬費(片道) 積載重量2t車まで 運搬距離 L=1.5km	28.2	t			00 単第0 -0008 表 レベル3
集積木処理	1	式			
搬出処分 長浜(仮置場) 再資源化施設	1	式			レベル4

広島県

# 本工事費

# 内訳表

頁0 -0004

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
伐採木積込み クローラ型山積0.28m <sup>3</sup> (平積0.20m <sup>3</sup> ) 排出ガス対策型2次基準	56.4	m <sup>3</sup>			00 単第0 -0006 表
貨物自動車運搬費(片道) 積載重量10t車まで 運搬距離 L=9.8km	28.2	t			00 単第0 -0009 表
処分費等(直接工事費計上分) 「処分費等」の取扱いによる					
受入費 伐倒木 再資源化施設	56.4	m <sup>3</sup>			00
仮設工					レベル1
	1	式			
仮設工					レベル2
	1	式			
交通管理工					レベル3
	1	式			
交通誘導警備員					レベル4
	1	式			
交通誘導警備員B					00
	24	人			

# 本工事費

# 内訳表

頁0 -0005

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
直接工事費					
運搬費					
運搬費	1	式			レベル2
運搬費	1	式			レベル3
運搬費	1	式			レベル4
フェリー運賃（訪問税含む） 宮島～宮島口（往復） 貨物自動車 9m～10m未満	6	回			00
フェリー運賃（訪問税含む） 宮島～宮島口（往復） 高所作業車 5m～6m未満	6	回			00
フェリー運賃（訪問税含む） 宮島～宮島口（往復） ラフテレーンクレーン16t車 8m～9m未満	1	回			00
フェリー運賃（訪問税含む） 宮島～宮島口（往復） ラフテレーンクレーン20t車 8m～9m未満	2	回			00

広島県

# 本工事費

# 内訳表

頁0 -0006

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
共通仮設費率 分額					
共通仮設費計					
(純工事費)					
現場管理費					
(工事原価)					
一般管理費率 分					
契約保証費					
一般管理費計					
**工事価格計**					

広島県

# 本工事費

# 内訳表

頁0 -0007

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
**消費税相当額計**					
**請負工事費計**					

チェンソー伐倒整理(間伐) 引切伐倒 49本  
アカマツ 胸高直径33.3cm 足場中 15~30度

## 施工単価表

単第0 -0001 表

1 m<sup>3</sup> 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
混合油(25:1)	3.4	L			
雑材料	34	%			
土木一般世話役 伐採方法指示	1	人			
特殊作業員 伐採	1	人			
特殊作業員 チルホール	1	人			
チェンソー ガソリンエンジン 鋸長500mmエンジン排気量0.060L=60cc	1	日			
ワイヤ式レバーホイスト[チルホール(手動) ワイヤ式レバーホイスト[チルホール(手動) 能力29kN(3.0t)	1.0	供用日			
ワイヤロープ ワイヤロープ 18(100m当たり)	1.0	供用日			
全体割増		m <sup>3</sup>			
小計	1	m <sup>3</sup>			

チェンソー伐倒整理(間伐)引切伐倒 3本

スギ 胸高直径48.0cm

足場中 15~30度

## 施工単価表

単第0 -0002 表

1 m<sup>3</sup> 当り

考

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
混合油(25:1)	3.4	L			
雑材料	34	%			
土木一般世話役 伐採方法指示	1	人			
特殊作業員 伐採	1	人			
特殊作業員 チルホール	1	人			
チェンソー ガソリンエンジン 鋸長500mmエンジン排気量0.060L=60cc	1	日			
ワイヤ式レバーホイスト[チルホール(手動) ワイヤ式レバーホイスト[チルホール(手動) 能力29kN(3.0t)	1.0	供用日			
ワイヤロープ ワイヤロープ 18(100m当たり)	1.0	供用日			
全体割増		m <sup>3</sup>			
小計	1	m <sup>3</sup>			

## 施工単価表

単第0 -0003 表

チェンソー伐倒整理(間伐) 引切伐倒 11本  
広葉樹 胸高直径35.8cm 足場中 15~30度

1 m<sup>3</sup> 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
混合油(25:1)	3.4	L			
雑材料	34	%			
土木一般世話役 伐採方法指示	1	人			
特殊作業員 伐採	1	人			
特殊作業員 チルホール	1	人			
チェンソー ガソリンエンジン 鋸長500mmエンジン排気量0.060L=60cc	1	日			
ワイヤ式レバーホイスト[チルホール(手動) ワイヤ式レバーホイスト[チルホール(手動) 能力29kN(3.0t)	1.0	供用日			
ワイヤロープ ワイヤロープ 18(100m当たり)	1.0	供用日			
全体割増		m <sup>3</sup>			
小計	1	m <sup>3</sup>			

## 施工単価表

单第0 -0004 表

1 日 当り  
考

機-28,29\_高所作業車運転

トラック架設リフト・ブーム型(直伸式) 作業床高さ12m

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	单 価	金 額	備
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油	19.10	L			
運転手(特殊)	1.00	人			
<賃>高所作業車(トラック架装リフト) ブーム型(伸縮ブーム・バスケット型) 作業床高11~12m, 標準デッキタイプ	1.40	供用日			
諸雑費	1	式			
小計	1	日			
A=6 C=19.1 トランク架設リフト・ブーム型(直伸式) 作業床高さ12m 軽油消費量 (L/日)			B=1 D=1.4 運転労務数量 (人/日) 機械賃料数量 (供用日/日)		

## 施工単価表

単第0 -0005 表

集積作業

集積距離 50m以下

枝葉割増含む

特別伐倒駆除標準単価

1 m3 当り

考

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
普通作業員	0.33	人			
諸雑費	1	式			
小計	1	m3			

# 施工単価表

頁0 -0013

伐採木積込み

クローラ型山積0.28m<sup>3</sup>(平積0.20m<sup>3</sup>)

排出ガス対策型2次基準

単第0 -0006 表

10 m<sup>3</sup> 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
バックホウ(掴み装置付)運転 クローラ型[標準型]山積0.28m <sup>3</sup> (平積0.2m <sup>3</sup> ) 排出ガス対策型2次基準	0.67	時間			単第0-0007 表
諸雑費	1	式			
計	10	m <sup>3</sup>			
小計	1	m <sup>3</sup>			
A=2 クローラ型山積0.28m <sup>3</sup> (平積0.20m <sup>3</sup> ) C=1 開口幅2,100~2,500mm		B=3	排出ガス対策型2次基準		

## 施工単価表

単第0 -0007 表

1 時間 当り  
考

バックホウ(掘み装置付)運転

クローラ型[標準型]山積0.28m<sup>3</sup>(平積0.2m<sup>3</sup>)

排出ガス対策型2次基準

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
軽油 パトロール給油, 2~4KL積載車給油	5.90	L			
運転手(特殊)	0.17	人			
バックホウ(クローラ型) 標準型・排2 山積0.28/平積0.2m <sup>3</sup>	1	時間			
バックホウ用アタッチメント 掘み装置(巨石採取工用) 開口幅2100~2500mm爪幅450~1000mm	1	時間			
諸雑費	1	式			
小計	1	時間			
A=1 クローラ型[標準型]山積0.28m <sup>3</sup> (平積0.2m <sup>3</sup> ) C=1 開口幅2,100~2,500mm E=0 労務単価の夜間等割増率 G=0 燃料消費量(L/日) 標準=省略	B=3 D=1 F=0	排出ガス対策型2次基準 運転労務数量(人/日) 標準=省略			

貨物自動車運搬費(片道)

積載重量2t車まで

運搬距離 L=1.5km

## 施工単価表

単第0 -0008 表

1 t 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
貨物自動車料金 積載重量2t車まで 運搬距離: L=10kmまで	1	回			
全体割増		t			
諸雑費	1	式			
小計	1	t			

貨物自動車運搬費(片道)

積載重量10t車まで

運搬距離 L=9.8km

## 施工単価表

单第0 -0009 表

1 t 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
貨物自動車料金 積載重量10t車まで 運搬距離: L=10kmまで	1	回			
全体割増		t			
諸雑費	1	式			
小計	1	t			

【 数 量 総 括 表 】

工種	規格等	数量	単位	備考
森林整備		1	式	
伐採工		1	式	伐倒処理 63本
危険木伐倒処理		63	本	
チェンソー伐倒整理	アカマツ (胸高直径33.3cm)	45.6	m3	引切伐倒 49本
小計		45.6	m3	
チェンソー伐倒整理	スギ (胸高直径48.0cm)	5.4	m3	引切伐倒 3本
小計		5.4	m3	
チェンソー伐倒整理	広葉樹 (胸高直径35.8cm)	5.1	m3	引切伐倒 11本
小計		5.1	m3	
高所作業車	トラック架設リフトップ・ブーム型 (直伸式) 作業床高さ12m	6	日	
ラフテレンクレーン	16t吊・油圧伸縮ジブ型 (オペレータ付)	1	日	
ラフテレンクレーン	20t吊・油圧伸縮ジブ型 (オペレータ付)	2	日	
集積作業	集材距離 50m以下	74.6	m3	枝葉割増量含む
発生材運搬	運搬 (仮置場)	1	式	
伐倒木積込み	クローラ型山積	56.4	m3	
貨物自動車運搬費 (現場→長浜)	積載重量2t車まで 長浜仮置場 (距離L=1.5km)	28.2	t	56.4m3×0.5t/m3
集積木処理	搬出 (再資源化施設)	1	式	
伐倒木積込み	クローラ型山積	56.4	m3	
貨物自動車運搬費 (長浜→島外)	積載重量8t車まで 再資源化施設搬出 (距離L=9.8km)	28.2	t	56.4m3×0.5t/m3
受入費		56.4	m3	

【 数 量 総 括 表 】

工 種	規 格 等	数 量	单 位	備 考
仮設工		1	式	
交通管理工		1	式	
交通誘導警備員		1	式	
交通誘導警備員B		24	人	
運搬費		1	式	
運搬費		1	式	
運搬費（往復）		1	式	
フェリー運賃	宮島～宮島口：貨物自動車 車輛の長さ：9m～10m未満	6	回	56.4m <sup>3</sup> ÷ 10m <sup>3</sup> /回 = 5.64回 ≒6回
フェリー運賃	宮島～宮島口：高所作業車 車輛の長さ：5m～6m未満	6	回	高所作業車 6日
フェリー運賃	宮島～宮島口：ラフテレーンクレーン16t 車輛の長さ：8m～9m未満	1	回	クレーン車 1日
フェリー運賃	宮島～宮島口：ラフテレーンクレーン20t 車輛の長さ：8m～9m未満	2	回	クレーン車 2日